

# 【普照院境内舞子墓園条例施行規則】

平成 30 年 3 月 24 日  
規則第 4 号

(趣旨)

㊦

## 第 1 条

この規則は、普照院境内舞子墓園条例(平成 19 年 1 月条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

## 第 2 条

条例第 4 条の規定により墓園の使用許可を受けようとする者は、以下の定める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

墓地使用許可申請書、住民票謄本、墓碑・宗旨及び菩提寺報告書

(使用許可書の交付)

## 第 3 条

墓地管理者は、墓園の使用を許可したときは、提出された墓地使用許可申請書にその位置並びに必要であれば範囲を指定した後、それを複写したものを交付する。《永代使用権所有者の明確化》

(使用の制限)

## 第 4 条

条例第 5 条の規定による墓地の使用についての制限は、次に定めるとおりとする。《近隣墓区画とのトラブルの防止》

- 1, 碑石は、自然庭園に調和する古来の宝塔、五輪塔、層塔、自然石墓碑、その他美術工芸的なものとする。
- 2, 碑石、及びその他の工作物は、墓地管理者が定める規格によること。
  - (ア)使用場所の区画を明らかにするため、囲障を設けること。
  - (イ)使用場所の土盛設備の高さは、地盤から 20 センチメートル以内とすること。
  - (ウ)墳墓の周囲に施す設備類の高さは、地盤から 50 センチメートル以内とすること。
  - (エ)植樹の高さは、地盤から 1 メートル以内とすること。但し、伐採権は墓地管理者が所有する。
  - (オ)碑石の据付面積は、2 平方メートル以内とすること。
  - (カ)碑石の高さは、自然地盤から 2 メートル以内とすること。
- 3, 使用場所(1 区画)に設ける碑石は、1 基以上とする。二区画に1基は認め

ない。

(工作物等の建設等の承認)

#### 第5条

《悪徳石材業者の参入防止》

- 1, 墓地使用者は、碑石その他工作物を建設し、改修し、撤去し、若しくは移転しようとするとき、又は植樹しようとするときは、7日前までに設計書その他必要な書類を添えて施工届書を管理者に提出し、その承認を受けた後でなければ着工することができない。
- 2, 墓地使用者は、墓園内において墳墓建設、その他の理由により墓園を臨時に使用するときは、7日前までに管理者の承認を受けなければならない。
- 3, 墓地使用者は、前2項の工事が完了したときは、管理者の確認を受けなければならない。また施工届書に違反があった場合、並びに第6条1項と2項を履行せずに近隣墓区画とトラブルになった場合は、直ちに墓地使用者の負担で修正及び撤去するものとする。
- 4, 碑石の改修の際に、刻印された家名を変更することはできない。

(工作物等の管理)

#### 第6条

- 1, 墓地使用者は、使用場所内の工作物、植樹等の転倒その他他人に危険、又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに墓地使用者の負担で修理、その他の必要な措置をしなければならない。
- 2, 墓地管理者は、使用場所内の工作物、植樹等の管理について、必要に応じ墓地使用者に勧告、又は指示をすることができる。

(永代使用料並びに年間維持費)

#### 第7条

- 1, 廃止(平成30年3月24日付)
- 2, 許可の際納付すべき永代使用料は、墓園使用許可の際一時に徴収し、年間維持費は、毎年12月に徴収する。但し、これにより難しいものは、随時徴収する。
- 3, 年度の中で使用許可を受けた者の当該年度の年間維持費は、その年度分は無料とする。
- 4, 年間維持費の該当期間は、当該年の4月1日からその翌年の3月31日までとする。
- 5, 年間維持費の複数年支払いはできない。

## 第 8 条

廃止(平成 21 年 5 月 23 日付)

(届出の義務)

## 第 9 条

- 1, 墓地使用者は、焼骨の埋蔵又は収蔵をしようとするときは、火葬許可証又は改葬許可証を添えて、埋蔵・収蔵届書を墓地管理者に提出しなければならない。《墓地使用者以外の納骨の禁止、及び不正納骨発見時採骨を行う権利履行の為》
- 2, 墓地使用者は、本籍又は住所を変更したときは、直ちに本籍・住所変更届書により、墓地管理者に届け出なければならない。

(使用権の承継)

## 第 10 条

- 1, 死亡、その他の理由により、墓地の使用権を承継しようとするときは、墓地副使用者が承継原因を証する書類を添えて、墓園承継申請書を提出し、墓地管理者の許可を受けなければならない。
- 2, 前項の許可は、墓地管理者が墓地副使用者に限り、行うものとする。但し墓地使用者死亡等により、承継の必要が発生したにもかかわらず、墓地副使用者が承継を拒否、もしくは条例 7 条 2 項に該当した場合は、墓地使用者死亡の日から 1 年以内に、墓地副使用者の代わりに祭祀を主宰する者を、墓地使用者の親族が墓地管理者と協議の上、承継原因を証する書類を添えた場合のみ、その継承を墓地管理者が許可するものとする。

(墓地等の返還)

## 第 11 条

墓地使用者は、条例第 10 条の規定により墓地を返還するときは、墓地返還届書を提出しなければならない。

(施行細目の委任)

## 第 12 条

この規則の施行に関し必要な事項は、普照院責任役員会(総代会)が定める。

附 則 抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

この規則の施行前に、従前の規定によりなした許可、その他の行為は、この規則による改正後の規則によりなしたものとみなす。

以上

## 【墓地新規契約時】

最初の開眼は普照院で行う。

行えない場合は、開眼布施と同額の

申込時に入檀料として50,000円をいただくこと

平成29年8月28日時決定・通知

〈墓地永代使用申込にあたっての必要書類〉

- ・ 普照院境内墓地使用許可申請書（様式第1号）
- ・ 使用者の住民票
- ・ 使用者の印鑑登録証明書
- ・ 使用者の全部事項証明書
- ・ 使用者の免許証のコピー

\*使用権受理後、すぐに納骨等がある場合は、普照院境内墓地埋骨届（様式第5号）を併せてご提出下さい。

\*副使用者（墓地使用の継承予定者）は、墓地を購入の際にお決めになることをお勧め致します。（変更は使用者の申し出があれば、いつでも可能でございます。）

平成24年 7月16日

宗教法人普照院代表役員 小田 義宗  
(時宗 普照院 住職)